

●宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例施行規則

(議事録)

第6条 附属機関等の会議の議事録(以下「議事録」という。)は、あらかじめ附属機関等の会議に諮った上で、次に掲げる議事録の作成方法の中から、当該附属機関等の性質等を考慮して最も適切な方法により行う。

- (1) 発言者が発言した全てを記録する方法
- (2) 発言者の発言ごとに当該発言の要点を記録する方法
- (3) 会議内容の要点を記録する方法

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するとともに、会議資料があるときは、これを議事録に添付する。

- (1) 名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者の氏名
- (5) 議題
- (6) 内容
- (7) 会議資料の名称
- (8) その他実施機関が必要と認める事項